

先生のコメントは論理的で、私も「なるほど、このように考えれば良いのか」とはっきり理解できました。憲法7条の国事行為には、9号に「外国の大使及び公使を接受すること」とありますが、「会見」という文言はありません。だから、「1ヶ月ルール」も無視した「政治利用」という言葉だけが一人歩きし過ぎてしまった感じがしています。しかし、「会見」ではまさに「外国の大使及び公使を接受」していることになると思いますので、先生のコメントにありますように、内閣の承認があれば憲法上の問題にならないと思いました。

いわゆる「1ヶ月ルール」には法的根拠が無いと思いますし、新聞記事にあるように、天皇陛下が手術を受けた2004年以降に強化されてきた内規であれば、まだ5年しか経過しておらず、長年の慣習とまでも言えないと思います。

また、先生はコメントに「天皇は日本の象徴として」会見するよう手続きを取ることを書いていらっしゃる（13日朝刊）。「象徴」という言葉をお書きになったのは、永井先生お一人だけでした。小沢幹事長は憲法の精神を話しながら、「天皇陛下に聞いてみたら、必ず会いましょうとおっしゃると思う」との内容の発言をしたようです。私見ですが、これには若干の危険があると感じました。天皇陛下の意見に基づいて政治を行なっていく事は、戦前・戦中の歴史を再現してしまう可能性があると思いました。

奥平先生のコメントにつきましては、義務教育無償を巡る永井先生と奥平先生の論争を思い出しました。しかし、奥平先生のコメントは抽象的すぎて、結局何が言いたいのか分かりませんでした。あんなコメントでも新聞に掲載してもらえるものなのかと、読者は不満を覚えると思いました。東大の先生は問題を起こしたくないからなのではないのでしょうか？